

国立大学法人東京農工大学職務発明細則の一部改正

国立大学法人東京農工大学職務発明細則を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>本則</p> <p>第2章 届出及び帰属の決定 (職務発明等の届出)</p> <p>第2条 規程第4条第1項に規定する発明届出書は、<u>産官学連携・知的財産センター長</u>(以下「センター長」という。)を経由して、学長に届け出るものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第4章 雑則 (事務)</p> <p>第13条 本細則に定める事務は、<u>産官学連携・知的財産センター</u>が行う。</p>	<p>本則</p> <p>第2章 届出及び帰属の決定 (職務発明等の届出)</p> <p>第2条 規程第4条第1項に規定する発明届出書は、<u>先端産学連携研究推進センター長</u>(以下「センター長」という。)を経由して、学長に届け出るものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第4章 雑則 (事務)</p> <p>第13条 本細則に定める事務は、<u>先端産学連携研究推進センター</u>が行う。</p>	

附 則 (細則第10号)

この細則は、平成25年6月24日から施行し、平成25年4月1日から適用する。